

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会
コロナ特例貸付債権管理センター嘱託職員採用試験要項

1 募集内容

採用職種	募集人員	勤務場所
コロナ特例貸付事業に係る債権管理及び償還指導員	2名	勤務場所は8に記載

2 職務の内容

コロナ特例貸付事業における債権管理及び償還指導業務に従事し、業務に関連する資料作成等の事務、債権者宅へ公用車を使用し訪問業務を行う。

3 受験資格（次の(1)(2)の条件は必須とし、(3)のいずれかを満たしている方）

- (1) パソコン入力（EXCEL・WORD）できる方 ※業務において常時パソコンを使用します。
- (2) 普通自動車第1種免許を保有している方（ペーパードライバー不可、AT限定可）
- (3) 社会福祉に関する相談業務の経験又は金融機関における就労経験を有する方

※ただし、上記の受験資格があっても、次の各号のいずれかに該当する場合は受験できません。

- (1) 成年被後見人または被保佐人及び禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまで、またはその執行を受けることができなくなるまでの者
- (2) 日本国憲法施行の日後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 申込方法

市販履歴書に直近3か月以内の写真を添付し必要事項を記入の上、熊本市社会福祉協議会総務課へ持参又は郵送してください。

提出の際、履歴書の右上に「コロナ特例貸付債権管理センター嘱託職員」と明記してください。

5 試験日時・試験会場及び合格発表

- (1) 試験日時 応募者へ個別に通知します。
- (2) 試験会場 熊本市社会福祉協議会 会議室（熊本市中央区新町2丁目4-27）
試験内容 面接試験
- (3) 合格発表 試験終了後5日以内に通知します。

6 合格から採用まで

- (1) 履歴書の記載が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消すことがあります。
- (2) 雇用期間は、採用された日から令和7年3月31日までの雇用となります。
- (3) 契約更新については、当初雇用された日の年度を含め最長5年度です。契約更新は、業務量、勤務成績、勤務態度、事業の予算状況、法人の経営状況や事業の廃止等により判断します。

7 給与・勤務時間等

勤務時間 平日 8時30分から22時00分までの間で、1日7時間45分勤務
※原則的には、8時30分から17時15分です。

休日 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）
※その他、熊本市社会福祉協議会有期雇用嘱託職員設置規程によるものとする。

給与額 160,500円（社会保険・雇用保険加入）規定により年度ごと昇給あり
通勤手当 あり
（自動車等による通勤手当 自宅から勤務地までの距離により支給 上限23,000円）
※公共交通機関は、月額55,000円を上限に実費定期代を支給

賞与 支給あり（採用月によっては支給なし）

退職金 なし

休暇 年次有給休暇（試用期間終了後付与）、特別休暇有

試用期間 採用後、1カ月は試用期間となります。

8 勤務場所

熊本市社会福祉協議会生活支援部コロナ特例貸付相談支援センター
熊本市中央区新町1丁目6番13号

9 試験に関する問い合わせ先

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会 総務課
〒860-0004 熊本市中央区新町2丁目4番27号
TEL（096）322-2331 FAX（096）359-1800